

様式第 4 （第 6 条関係）

事業者が定める算定方法一覧表

事業者名 魚沼市

収益・費用・資産の項目	算定方法	算定方法を定める理由
（資産） 設備勘定（有形）、無形固定資産	託送資産として直課不能分について、製造設備分を除外した上で固定資産の合計金額比により配賦。	直課不能分の資産に製造設備（託送資産外）に関するものは含まれておらず、ガス事業託送供給収支計算規則第 4 条の規定による方法では必要以上に託送資産外に配賦されるため。
（資産） 設備勘定（有形）	供給設備に分類される車両運搬具及び工具器具備品について、導管種別毎の固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦。	同資産の主たる目的は、導管管理に関するものであるため。
（資産） 無形固定資産	導管種別毎の固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦。	同資産は積算システムであり、導管管理に関するものであるため。